

① 商標制度の課題

まだ法律改正されていませんが、検討されている課題があります。

(1) 他人の氏名を含む商標

自分の氏名や会社名を商標登録する場合もありますが、同姓同名の人や同じ名称の会社が他にも存在すると、その他人の承諾を得ないと登録できません。なお、会社名は、「株式会社」等を含む正式名称のことで、「株式会社」等を除いた略称は、著名な場合だと該当することになります。

この規定の要件緩和の要望が出ているのですが、出願人の商標登録を受ける利益と、他人の人格的利益の調整を図る必要があります。他人の氏名に一定の知名度を課す方向で検討されています。また、知名度がない場合は、出願人側の事情を考慮して、無関係な者による悪意の出願を排除するようです。



(2) コンセント制度

他人の登録商標と類似する商標であっても、その他人の同意を得られれば、登録を認めるというものです。米国や欧州などでは導入されていますが、需要者が商品等の出所について誤認・混同するおそれがあるとして見送られてきました。そのため、出願の名義を一旦、その登録商標の権利者に変更し、登録された後に名義を戻すというアサインバックという方法を採用する人もいます。

指定商品・役務の類似範囲は、類似商品・役務審査基準に沿って判断されますが、広いものもあります。例えば、「飲食物の提供」の場合、提供するものが何でも類似範囲に入ってしまう。

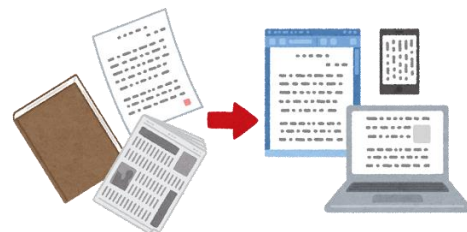
需要者が商品等の出所を誤認・混同する範囲ですと、商標を使用する者の業務上の信用を維持する観点でも良くないですが、そうでなければ認める方向で検討されています。



(3) マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願

国際登録出願は、日本国特許庁を介して、WIPO国際事務局に出願しており、特許庁と国際事務局に手数料を別々に納付しています。

従来の書面手続に加え、電子出願(Madrid e-Filing)も可能となり、手数料は国際事務局に一括納付することが検討されています。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。



 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp